

高松市ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ネーミングライツ事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人をいう。
- (2) 命名権 事業者等が、本市の公共施設、インフラ施設、行事その他市長が適当と認めるもの（以下「施設等」という。）の全部又は一部に愛称を付与する権利をいう。
- (3) 命名権料等 命名権を付与された事業者等（以下「命名権者」という。）から、その対価として受ける金銭等（物品の納入、役務の提供等を含む。）をいう。
- (4) ネーミングライツ事業 市が事業者等に命名権を付与し、命名権者から、命名権料等を受けて、当該命名権料等を施設等の運営及び維持管理に充てる事業をいう。

(事業の基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、施設等の本来の目的に支障を生じさせないように実施するとともに、施設等の公共性を踏まえ、社会的な信頼性及び公平性を損なわないようにしなければならない。

- 2 市は、ネーミングライツ事業を実施した施設等において、命名された愛称を使用するものとする。ただし、条例に規定する施設等の名称は変更しないものとし、市長が必要と認める場合は、条例に規定する施設等の名称を使用することができるものとする。

(対象施設等の選定)

第4条 ネーミングライツ事業の対象となる施設等（以下「対象施設等」とい

う。)の選定は、市長が行う。ただし、選定しようとする施設が指定管理者制度導入施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行っている施設又は管理を行うこととしている施設をいう。以下同じ。)である場合は、市長は、あらかじめ当該指定管理者制度導入施設の指定管理者と協議をしなければならない。

(命名権の付与期間)

第5条 命名権を付与する期間は、5年以下の期間とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(募集)

第6条 市長は、ネーミングライツ事業の実施に当たっては、命名権料等その他ネーミングライツ事業に必要な事項について、対象施設等ごとに募集要領を定め、市ホームページ等により広く募集するものとする。

(応募)

第7条 ネーミングライツ事業への応募資格を有する事業者等は、別記第1のとおりとする。

2 ネーミングライツ事業に応募しようとする者(以下「応募者」という。)は、高松市ネーミングライツ事業申込書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人等の概要を記載した書類(個人の場合を除く。)
- (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類(個人の場合を除く。)
- (3) 登記事項証明書(個人の場合を除く。)
- (4) 直近の事業年度の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書(個人の場合を除く。)
- (5) 直近の1事業年度分の法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税並びに高松市税を滞納していないことを証明する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(使用できない愛称)

第8条 対象施設等に使用することのできない愛称については、高松市広告掲載要綱(平成18年4月1日施行)第7条の規定を準用するものとする。

(審査機関)

第9条 命名権者の選定を行うため、命名する愛称、命名権料等その他の内容を審査する高松市ネーミングライツ審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。
- 3 委員会の委員長は財政局担当の副市長を、副委員長は他の副市長を、委員は市民政策局長、総務局長、財政局長、創造都市推進局長及びその他市長が必要と認める者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員会の庶務は、財政局財政課において行う。
- 7 審査は、高松市ネーミングライツ審査基準（別記第2）に従い、当該基準の審査項目のうち、募集案件ごとに定めた項目について行うものとする。
- 8 委員会は、審査の内容及び結果を、市長に対し、通知するものとする。

(委員会の会議)

第10条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(意見聴取等)

第11条 市長は、第9条第8項の規定による通知があったときは、必要に応じ、市民、関係機関等の意見を聴取することができる。

- 2 市長は、前項の規定により聴取した意見を委員会に報告し、再度、審査することを求めることができる。

(決定及び通知)

第12条 市長は、委員会の審査の内容及び結果を尊重し、命名権者、愛称、命名権料等及び命名権の付与期間を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により命名権者等を決定したときは高松市ネーミングライツ事業命名権者採用決定通知書（様式第2号）により、不採用を決定したときは高松市ネーミングライツ事業命名権者不採用決定通知書（様式第3号）により、応募者に通知するものとする。

（契約）

第13条 市長は、前条第1項の規定により決定された命名権者と契約を締結するものとする。

（費用負担）

第14条 対象施設等の案内看板のうち、市が設置しているものの表示名の変更に要する経費その他の経費は、命名権者が負担するものとする。ただし、新たに設置する施設案内看板その他市長が認めるものの経費は、市と命名権者との協議により費用負担の割合を決定するものとする。

2 契約期間の満了又は命名権の取消しに伴う原状回復に要する経費は、命名権者の負担とする。

（命名権料等の納入又は履行）

第15条 市長は、第13条の規定による契約締結後、命名権者に対し、契約を締結した年度に係る命名権料等の納入又は履行を請求するものとし、当該年度の翌年度以降に係る命名権料等の納入又は履行は、各年度に請求するものとする。

2 命名権者は、前項の規定により請求があったときは、市長が指定する期日までに命名権料等の納入又は履行をしなければならない。

3 市長は、特に必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、命名権者と協議の上、命名権料等の納入又は履行について別に定めることができる。

（高松市屋外広告物条例の遵守）

第16条 命名権者は、対象施設等及びその案内看板等への愛称の表記については、高松市屋外広告物条例（平成10年高松市条例第50号）の規定を遵守しなければならない。

(愛称変更の禁止)

第17条 命名権を付与する期間内における愛称の変更は、できないものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

2 市長は、前項ただし書の場合においては、変更の可否について命名権者（指定管理者制度導入施設については、命名権者及び指定管理者）と協議することとする。

(指定管理者との協議)

第18条 対象施設等が指定管理者制度導入施設である場合は、愛称の使用に関し、市長、命名権者及び指定管理者との間で必要な事項について協議することとする。

(愛称の周知)

第19条 市は、命名された愛称について、速やかに利用団体等の関係機関に周知するものとする。

(契約の解除)

第20条 命名権者は、その都合により、命名した愛称の使用の継続が適切でないことを認めるときは、高松市ネーミングライツ事業契約解除申出書（様式第4号）により、市長に契約の解除を申し出ることができる。

(命名権の取消し)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、命名権者としての決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに命名権料等の納入又は履行がないとき。
- (2) 命名権者が、法令、条例、規則又は要綱等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 命名権者の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (4) 前条の規定により、命名権者から契約解除の申出があったとき。
- (5) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により命名権者としての決定を取り消したときは、高松市ネーミングライツ事業命名権者取消決定通知書（様式第5号）により命

名権者に通知するものとする。

- 3 第1項の規定により命名権者としての決定を取り消した場合において、第15条の規定により既に納入又は履行された命名権料等があるときは、これを返還しない。

(契約の更新等)

第22条 命名権者は、契約期間満了時において、契約の更新を希望するときは、市長に対しその申出をすることができる。この場合において、命名権者は、命名権料等、命名権付与期間その他契約内容について、市長と交渉することができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申出があったときは、その適否を決定するものとし、契約の更新を決定したときは、第6条の規定による募集は行わない。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記第1（第7条関係）

1 応募資格を有する事業者等は、第7条第2項の規定による応募の時点において、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っている者
- (3) 市から指名停止措置を受けている者
- (4) 市税その他の租税を滞納している者又は正当な理由なく市に対する債務を履行していない者
- (5) 政治団体
- (6) 宗教団体
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者
- (8) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (10) 暴力団関係者（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）であると認められる者
- (11) 自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため、又は債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められる者

(12) 暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められる者

(13) 暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる者

(14) 暴力団又は暴力団関係者であると知りながら、当該暴力団又は暴力団関係者と委託契約を締結する等これを利用したと認められる者

(15) その他市長が適当でないと認める者

2 法人等により構成された団体の場合は、当該団体を構成する全ての法人等が前項の規定による応募資格を有するものとする。

別記第2（第9条関係）

高松市ネーミングライツ審査基準

	審査項目	審査ポイント	評価内容
1	応募者の適格性	(1) 応募資格の適正 (2) 経営の健全性	・別記第1に掲げる応募資格は満たしているか ・決算報告書等から見た経営状況は健全か
2	応募の趣旨・目的	ネーミングライツ事業の目的との整合	・ネーミングライツ事業の目的に合致しているか
3	愛称（案）（英文表記を含む。）及び付与期間	(1) 親しみやすさ・分かりやすさ (2) 施設のイメージとの整合性 (3) 施設の管理運営への影響 (4) 付与期間	・親しみやすく、分かりやすいか ・施設のイメージに合うか ・施設の管理運営（指定管理者制度の導入）に影響しないか ・安定した運用が図れる期間であるか
4	ネーミングライツの提案対価（年額）	※設定する最低命名権料以上であることが必要	
5	地域への貢献等	(1) 事業者等の拠点性 (2) 施設の有効活用や地域活性化につながる提案	・市内に本社・支店・営業所等を有しているか ・実現可能な内容（関係機関も含めた対応は可能か）であるか
6	市民及び関係者等の意見	市民及び関係者等の意見聴取の結果	・特に支障となるような意見はなかったか
7	その他審査上必要な事項	必要に応じ、募集案件ごとに設定	

備考 5（2）の提案については、別途（任意様式）作成し、高松市ネーミングライツ事業実施申込書（様式第1号）に添えて提出してください。

（宛先）高松市長

応募者

所在地又は住所
名称又は氏名
代表者氏名
連絡先・担当者名

高松市ネーミングライツ事業申込書

高松市ネーミングライツ事業実施要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおりネーミングライツ事業に応募します。

施設等の名称 （一部分の場合は箇所）	
よみがな 愛称の案 （ ）に英文表記	（ ）
応募の趣旨・目的	
命名権付与期間 （希望契約期間）	年 月 日 から 年 月 日 まで
命名権料等	

添付書類

- （1） 法人等の概要を記載した書類（個人の場合を除く。）
- （2） 定款、寄附行為その他これらに類する書類（個人の場合を除く。）
- （3） 登記事項証明書（個人の場合を除く。）
- （4） 直近の事業年度の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書（個人の場合を除く。）
- （5） 直近の1事業年度分の法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税並びに高松市税を滞納していないことを証明する書類
- （6） その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第12条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市ネーミングライツ事業命名権者採用決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった高松市ネーミングライツ事業について、
次のとおりネーミングライツ事業命名権者に決定しましたので、高松市ネーミングライツ
事業実施要綱第12条の規定により通知します。

施設等の名称 (一部の場合は箇所)	
愛称	
命名権付与期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
命名権料等	

様式第3号（第12条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市ネーミングライツ事業命名権者不採用決定通知書

年 月 日付けで申込みのあったネーミングライツ事業について、不採用となりましたので、高松市ネーミングライツ事業実施要綱第12条の規定により通知します。

施設等の名称	
不採用理由	

年 月 日

（宛先）高松市長

命名権者

所在地又は住所

名称又は氏名

代表者氏名

連絡先・担当者名

高松市ネーミングライツ事業契約解除申出書

高松市ネーミングライツ事業実施要綱第20条の規定に基づき、次のとおりネーミングライツ事業の契約解除を申し出ます。

施設等の名称	
愛称	
命名権付与期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
命名権料等	
契約解除の理由	
契約解除を希望する日	年 月 日

様式第5号（第21条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市ネーミングライツ事業命名権者取消決定通知書

次の施設等に係る命名権者としての決定について、取消しを決定しましたので、高松市ネーミングライツ事業実施要綱第21条第2項の規定により通知します。

なお、同条第3項の規定により、既に納入提供されました命名権料等については返還しません。

施設等の名称	
取消理由	
取消年月日	年 月 日